

「称光天皇授藤原持基関白職詔」〔兼宣公記〕注釈稿

田村 航

【翻刻】

詔殷湯開帝功也求良弼於傳野之雲周

文基王業也得賢佐於渭濱之月聖人猶假

船楫之力眇身盍頼股肱之資左大臣藤原

朝臣用柄德侖兮尤堪理民之才貞斲任重

兮自合和羹之器夫万機巨細百官惣己皆

先関白於左大臣然後奏下一如舊典庶續大

麓赫々之跡須達四門穆々之聰布告遐迩

令知朕意主者施行

應永卅一年四月廿日

【本文】

詔、殷湯開帝功也、求良弼於傳野之雲。周文基王業也、得賢佐於渭浜之月。聖人猶假船楫之力、眇身盍頼股肱之資。左大臣藤原朝臣、用柄德備

兮、尤堪理民之才。負鼎任重兮、自合和羹之器。夫万機巨細、百官惣己。

皆先関白於左大臣、然後奏下、一如旧典。庶続大麓赫々之跡、須達四門穆々之聰。布告遐邇、令知朕意。主者施行。

応永卅一年四月廿日

【訓読】

詔すらく、殷湯帝功を開くや、良弼を傳野の雲に求む。周文王業を基とするや、賢佐を渭浜の月に得。聖人猶ほ船楫の力を仮り、眇身盍ぞ股肱の資を頼まざる。左大臣藤原朝臣、用柄せられ徳も備はりて、尤も民を理むるの才に堪ふ。鼎を負ふ任重く、自ら和羹の器に合ふ。夫れ万機の巨細、百官己れに惣べよ。皆先づ左大臣に関り白さしめ、然る後に奏し下すこと、一に旧典の如くせよ。庶はくは大麓赫々の跡に続き、須らく四門穆々の聰に達すべし。遐邇に布告して、朕が意を知らしめよ。主者施行せよ。

応永三十一年四月二十日

【底本】

当該の文書は、国立歴史民俗博物館所蔵『広橋家旧蔵記録文書典籍類』、
広橋兼宣自筆『兼宣公記』(H一〇八三一六二) 応永三十一年(一四二四)
四月二十日条に所収されるものである。『史料纂集』所収の『兼宣公記』
に翻刻されているのであるが、後述するように字句の誤っていると思わ
れる箇所が認められる。また当該の文書は広橋綱光自筆『綱光公記』(H
一〇八三一六六七) 享徳二年(一四五三) 四月二十八日条にも所収され
ており、『兼宣公記』所収のものと字句の異同がないため、これを筆写し
たものである。

【出典】

当該文書における「傳野之雲」および「渭浜之月」の語句は、後述の
【語釈】で示すとおり、殷の傳説および周の太公望の故事を踏まえたも
のなのであるが、この字句と合致する用例はなかなか確認できない。前
者については、大江匡衡「春日野行」(『江吏部集』上―三二)に、後者につ
いては、天元二年(九七九)の大江匡衡「寿考対策」(『本朝文粹』卷三一―
二、『和漢朗詠集』老人―七七)に類例が確認できる。
まず「春日野行」から見てみよう。

郊外雪銷春採菜、行人願望日將曛。

此時想得和羹事、誰問当初傳野雲。

郊外の雪銷えなば春菜を採らん、行人願望すれば日將に曛れん
とす。此の時想ひ得たり和羹の事を、誰か問はん当初傳野の雲
を(1)。

ついで「寿考対策」である。

太公望之遇周文、渭浜之波暈面。

綺里季之輔漢惠、商山之月垂眉。

太公望の周文に遇へる、渭浜の波面に暈めり。綺里季の漢惠を
輔くる、商山の月眉に垂れたり(2)。

当該文書において大江匡衡の詩文と通じる字句が、二箇所にわたり、
確認できることはなかなか偶然とは見なしえず、他に用例の確認できな
いことと相まって(3)、当該文書が匡衡の詩文を踏まえた蓋然性は低く
ないであろう。もし当該文書が匡衡の詩文を踏まえたものであるとする
のならば、それではなぜ匡衡の詩文を踏まえたのかという問題を解明す
る必要がでてくるのであるが、当該文書の草者が判明しないところから、
この問題については後考を俟つよりほかはない。

【背景】

既述のとおり、当該文書の草者は判然としない。応永二十九年から永

享六年（一四二二〜三四）の間に大内記に任じていたことが確認できる五条為清が想定できないのであるが（4）、確証はない。そのうえ五条為清が大江匡衡を踏まえる理由についても詳らかにしえない。当該文書が『兼宣公記』に収載された理由については、広橋兼宣が貞治七年（一三六八）正月二十五日に三歳で学問料をあたえられ、応安六年（一三七三）八月十九日に対策、嘉慶二年（一三八八）五月二十六日に文章博士に補せられた官歴からうかがえる（5）。幼くしての補職であるため、内実をともなわない形式上のものであったと考えられるのであるが、それでも兼宣は洞院満季から積奠における詩の添削をたびたび求められ、みずからその理由を「余依為儒中也」（余儒中たるに依るなり）と日次記に記載するとおり、儒者であることを自認していたのである（6）。兼宣が「人ノ身一代ハ昭、一代ハ穆。昭穆々々ト列スル事ナリ」と日次記に記すくんだり（7）、『礼記』「祭統」の「夫祭有昭穆。昭穆者、所以别父子・遠近・長幼・親疏之序而無乱也」（夫れ祭るに昭穆有り。昭穆は、父子・遠近・長幼・親疏の序を別ちて乱ること無からしむる所以なり）などの経文を踏まえたものであるとおぼしく、兼宣は一定程度には儒学に通じていた模様である。兼宣の嫡子である宣光（兼郷）も同様に応永十六年閏三月二十三日に七歳で文章生、翌年二月三日に方略試ならびに対策を経ているうえ（8）、宣光は足利義教の名字を選定するにあたって「依之可被仰儒中之由有議。可為公卿儒、又沙汰出来。仍以右大弁可為勘者云々」（之に依り儒中に仰せ

らるべきの由議有り。公卿の儒たるべく、又沙汰出来ず。仍て右大弁（広橋宣光）を以て勘者たるべしと云々と「公卿儒」として勘者となることを要請されている（9）。そして兼郷の嫡子である綱光も享徳二年（一四五三）三月十四日に二十四歳で献策を経ている（10）。以上、広橋家が「公卿儒」の地位を継承していたことにより、当該文書は『兼宣公記』ひいては『綱光公記』に収載されたのであろう。

【語釈】

○詔 天皇の意志を伝達する文書であり、臨時の大事に際して発給するもの（『令義解』「公式令・詔書式条」）。『後深心院閑白記』康安元年（一三六二）十一月九日条に「詔、朕以、庸非政、謝勳華」（詔すらく、朕おれ以ふに、非政を庸もちの、勳華くんかに謝す）と見える。

○殷湯 殷の湯王。『後漢書』卷八十五「東夷列伝」に「桀為暴虐、諸夷内侵、殷湯革命、伐而定之」（桀暴虐たれば、諸夷内侵し、殷湯革命、伐ちて之を定む）、『藝文類聚』卷三十七「人部二十一・隱逸下」に「魏桓範薦管寧表」（魏の桓範管寧を薦むる表）に「臣聞、殷湯聘伊尹於吠畝之中、周文進呂尚於渭水之浜」（臣聞く、殷湯伊尹を吠畝けんぼの中に聘し、周文呂尚を渭水の浜に進む）と見える。

○開帝功 天子が国を統治する事業を開拓する。『後漢書』卷四十下「班彪列伝下」に「分州土、立市朝、作舟車、造器械、斯軒轅氏之所以開帝

功也」(州土を分かち、市朝を立て、舟車を作り、器械を造るは、斯れ軒轅氏の帝功を開く所以なり)、「答藤原基通公辞撰政表勅」(藤原(近衛)基通公撰政を辞せんとする表に答ふる勅)『猪隈関白記』正治元年(一一九九)二月二十六日条)に「俟賢弼良佐、必開帝功」(賢弼良佐を俟ちて、必ず帝功を開かん)と見える。

○良弼 優れた輔佐の臣。『尚書』「商書・說命上」に「恭黙思道。夢帝賚予良弼。其代予言」(恭黙して道を思ふ。夢に帝予に良弼を賚ふ。其れ予に代はりて言はん)、「光明天皇授藤原道教関白職詔」(光明天皇藤原(九条)道教に関白職を授くる詔)『中院一品記』康永元年(一一三二)五月十六日条)に「唯頼良弼之転導、旁期庶績之雍熙」(唯だ良弼の輔導を頼み、旁た庶績の雍熙を期す)と見える。

○傳野之雲 傳野の原野にかかる雲。上記【出典】を参照。「傳野」は殷の高宗武丁が夢で告げられた輔佐役である傳説を見いだした場所であり、『尚書』「商書・說命上」に「說築傳野之野、惟肖」(說傳野の野に築き、惟れ肖たり)と見える。

○周文 周の文王。前掲「魏桓範薦管寧表」を参照。『三国志』卷四十一「蜀書十・彭義伝」に「昔高宗夢傳説、周文求呂尚」(昔高宗は傳説を夢み、周文は呂尚を求む)とも見える。

○基 はじめ、起り。『漢書』卷三十六「劉向伝」に「及至周文、開基西郊」(周文に至りて、西郊に開基するに及ぶ)と見える。

○王業 帝王が国を統治する事業。『史記』卷四「周本紀」に「文王・武王之所以為王業、之不易」(文王・武王の王業を為す所以の易からず)、「山門詠状案」『後愚昧記』応安元年(一一六八)七月二十三日条)に「本朝者、元來為神国嗣王業」(本朝は、元來神国として王業を嗣ぐ)と見える。

○賢佐 賢明な輔佐。良佐。『漢書』卷四十九「鼂錯伝」に「陛下之德厚而得賢佐」(陛下の德厚くして賢佐を得)、前掲「光明天皇授藤原道教関白職詔」に「雖為舜・禹・湯・武之明主、猶任稷・契・伊・呂之賢佐者也」(舜・禹・湯・武の明主たりと雖も、猶ほ稷・契・伊・呂の賢佐を任ずる者なり)と見える。

○渭浜之月 渭浜にかかる月。渭水の浜における月。上記【出典】を参照。渭浜は黄河の支流である渭水のほとりのことで、釣りをしていた太公望が周の文王に見いだされた場所。

○聖人猶仮船楫之力 聖人であつても舟と楫の助力を仰ぐ。『周易』「繫辭下伝」第二章に「黃帝・堯・舜、…剡木為舟、剡木為楫、舟楫之利、以濟不通、致遠以利天下、蓋取諸渙」(黃帝・堯・舜、…木を剡りて舟と為し、木を剡りて楫と為し、舟楫の利、以て通ぜざるを濟し、遠きを致して以て天下を利するは、蓋し諸を渙に取る)と見えるところから、「聖人」は黃帝・堯・舜のことであろう。「仮船楫」は文脈に鑑みて、『荀子』「勸学」の「仮舟楫者、非能水也、而絶江河。君子生非異也、善仮於物也」(舟楫を仮る者は、水に能ふるに非ざるなり、而るに江河を絶す。君子は生異なるに非ざるなり、善

く物に仮ればなり)を踏まえた模様である。このほか「伏見天皇授藤原家基関白職詔」(伏見天皇藤原(近衛)家基に関白職を授くる詔)『勘仲記』正徳二年(二二八九)四月十三日条の「股説入夢、巨川備舟楫之用」(股説夢に入り、巨川舟楫の用に備ふ)との用例もあげられる。「之力」については『春秋左氏伝』襄公十九年に「今將借人之力、以救其死」(今將た人の力を借りて、以て其の死を救へり)と見える。

○**眇身** 取るに足りない身。天子が自身をへりくだってという際に使用する言葉。ここでは「聖人」と対比されている。元鼎五年(紀元前一三三)十一月の詔『漢書』卷六「武帝紀」に「朕以眇身、託于王侯之上」(朕眇身を以て、王侯の上に託す)と見え、当該箇所に関する顔師古の注には「眇、細末也」と記される。他の用例としては、菅原在胤「後光厳天皇第四年忌佛事勅願文章」(『後愚昧記』永和三年(一三七七)正月二十九日条)の「眇身、忝自藩被擢、謬当宁而立」(眇身 忝くも藩より擢んでられ、謬りて当に宁みて立つべし)があげられる。

○**盍** どうしてしないのか。ししたらどうなのか。『史料纂集』では「蓋」と翻刻し、意味の上においては「盍」と「蓋」とは通用するのであるが、自筆本は楷書で「盍」と記している。『綱光公記』も「盍」である。用例については、次項を参照。

○**頼** 当てにする。前掲「良弼」の語釈のほか、『後漢書』卷七「孝桓帝紀」に「幸頼股肱、禦侮之助、殘醜消蕩、民和年稔、普天率土、遐邇洽同」

(幸ひにして股肱禦侮の助けに頼り、殘醜消蕩し、民は和らぎ年は稔り、普天率土、遐邇洽同)と見え、「後白河天皇授藤原家基関白職詔」(後白河天皇藤原(近衛)家基に関白職を授くる詔)『兵範記』保元三年(一一五八)八月十一日条の「彼明王至治之昔、猶資良弼。是小子愚昧之今、盍憑賢才」(彼の明王至治の昔も、猶ほ良弼を資る。是れ小子愚昧の今は、盍ぞ賢才を憑まん)の「憑」にも通じる言葉であろう。

○**股肱** 必要畷くべからざる重臣。前項『後漢書』のほか、『春秋左氏伝』僖公二十六年に「昔周公・大公、股肱周室、夾輔成王」(昔周公・大公、周室に股肱として、成王を夾輔す)、安貞二年(一二二八)十二月二十四日「後堀河天皇授藤原道家関白職詔」(後堀河天皇藤原(九条)道家に関白職を授くる詔)『詔勅宣下撰関准后作進之実記』天に「誠是国之冠冕、朕之股肱也」(誠には是れ国之冠冕、朕の股肱なり)と見える。

○**之資** 〳の地位。〳の助力。『三国志』卷五十四「吳書九・呂蒙伝」に「曹公乘漢相之資、挾天子而掃群桀」(曹公漢相の資に乘じ、天子を挟みて群桀を掃ふ)、「答藤原基通公辞関白表勅」(藤原(近衛)基通公関白を辞せんとする表に答ふる勅)『猪隈関白記』建久八年(一一九七)七月五日条に「帝鴻之馭時俗、猶須賢良之資」(帝鴻の時俗を馭するに、猶ほ賢良の資けを須あるがごとし)と見える。

○**左大臣藤原朝臣** 二条持基。生歿は明德元年(一一九〇)〜一四四五。関白二条師嗣の次男で、応永十七年(一四一〇)に兄満基の死歿

により、その養子として二条家の家督を継承。左大臣に任官したのは応永二十七年である。『康富記』同年閏正月十三日条。同三十一年に関白に補せられたのは、前任者の九条満教が足利義持の不興を蒙ったからである。『看聞日記』同年五月二十二日条。正長元年（一四二八）に後花園天皇の摂政に転じ。『薩戒記』同年七月二十八日条、永享四年（一四三二）八月から十月のあいだ、一条兼良が一時的に摂政に補せられた期間を除き、死没するまで摂関の地位にあった。『公卿補任』。足利義教の元服の際の装束を差配したり。『満濟准后日記』正長二年三月九日条、義教から永享への改元に関する諮問を受けたりするなど。『同』同年九月四日条、義教に重用され、後小松院歿後の後花園天皇の諒闇の是非をはじめ、朝廷の故実をめぐり、兼良と拮抗する関係にあった。『同』永享五年十月二十四日条。

○用柄 権力を授けて任用すること。柄用。『漢書』卷八十五「谷永伝」の「永知鳳方見柄用、陰欲自託」（永鳳の方に柄用せられんことを知りて、陰かに自らを託せんと欲す）に関する顔師古の注に「言任用之授以権也」（之を任用するに以て権を授くるを言ふなり）、後光厳天皇授藤原冬通関白職詔（後光厳天皇藤原（鷹司）冬通に関白職を授くる詔）『師守記』貞治六年（一三六七）八月二十七日条）に「久司鼎貴之職、已当柄用之仁」（久しく鼎貴の職を司り、已に柄用の仁に当たる）と見える。

○徳備 徳が備わる。『莊子』「外篇・天運」に「九洛之事、治成徳備、監照下土、天下戴之、此謂上皇」（九洛の事、治成り徳備はる。下土を監照し、

天下之を戴く、此れを上皇と謂ふ）、『同』「雜篇・則陽」に「大人不賜、故徳備」（大人は賜せず、故に徳備はる）と見える。

○尤堪 とりわけ適任である。とくにもちこたえる。白居易「和令狐相公新於郡内栽竹百竿、拆壁開軒旦夕對翫、偶題七言五韻」（令狐相公新に於いて竹百竿を栽え、壁を拆き軒を開き旦夕對翫し、偶七言五韻を題するに和す）『白氏文集』二六三六）に「更登樓望尤堪重、千万人家無一莖」（更に樓に登り望めば尤も重んずるに堪へたり、千万の人家に一莖も無し）と見える。

○理民 民を統治する。『史記』卷二「夏本紀」に「皋陶作士、以理民」（皋陶士と作り、以て民を理む）と見える。

○之才 くの才覚。『論語』「泰伯」に「如有周公之才之美、使驕且吝、其餘不足觀也已」（如し周公の才の美有るも、驕り且つ吝かならしめば、其餘は觀るに足らざるのみ）、『三國志』卷二「魏書一・文帝紀」に「詔曰、昔仲尼資大聖之才、懷帝王之器」（詔に曰はく、昔仲尼大聖の才を資とし、帝王の器を懐く）、『薩戒記』応永三十二年（一四二五）十二月八日条に「儒弁之才如何」（儒弁の才如何）と見える。

○負鼎 鼎を背負う。「負」を『兼宣公記』自筆本では楷書で「負」と記し、『史料纂集』はそのまま「負」と翻刻するが、『史記』卷三「殷本紀」の「伊尹名阿衡。阿衡欲干湯而無由。乃為有莘氏媵臣、負鼎俎、以滋味説湯、致于王道」（伊尹阿衡と名づく。阿衡湯に干めんと欲すれども由無し。乃

ち有莘氏の勝臣と為り、鼎俎を負ひ、滋味を以て湯に説き、王道を致せり)から、「負」は「負」の異体字と見なすべきであろう。なお『綱光公記』も「負」と表記する。

○任重 責任が重い。『論語』「泰伯」に「士不可以不弘毅。任重而道远」(士は以て弘毅ならざるべからず。任重くして道遠ければなり)、『後愚昧記』貞治六年(一一三六七)十二月十四日条に「如今条候者、位高任重云々」(令条の如く候はば、位高く任重しと云々)と見える。

○自合 自然に出会う。李康「運命論」(『文選』卷五十三)に「聖明之君、必有忠賢之臣。其所以相遇也、不求而自合」(聖明の君には、必ず忠賢の臣有り。其の相遇ふ所以は、求めずして自ら合ふ)と見える。

○和羹 種々の菜を混ぜ、味を調和させた吸物。転じて君主を輔佐して、天下を適切につかさざること。『尚書』「商書・説命下」に「若作和羹、爾惟塩梅(和羹を作すが若く、爾惟塩梅せよ)」、後小松上皇宣命「『薩戒記』正長元年(一一四二八)七月二十八日条)に「関白左大臣藤原朝臣波和羹年久志豆(関白左大臣藤原朝臣二条持基)は和羹年久しくして川を済ること日に新たなり」と見える。

○之器 くの器量。『漢書』「韋賢伝」卷七十三「朝廷称有宰相之器」(朝廷宰相の器有りと称す)、儲光羲「哥舒大夫頌德」(『儲光羲詩集』卷二、『全唐詩』卷二百三十七—一五)に「超超渭浜器、落落山西名」(超超たる渭浜の器、落落たる山西の名)、『建内記』文安四年(一一四四七)四月二十九日条に「彼

相公旧領安堵、当時朝用之器也」(彼の相公(滋野井実益)の旧領安堵、当時朝用の器なり)と見える。

○方万機巨細…一如旧典 いったい天子の政務は微細にわたるまで、官人全員が自身に引き受けること。すべてはまず左大臣に関与ならびに言上をさせて、そのうえで天皇に奏して命令を下達することは、ただただ旧典を規模として施行するように。橘広相「賜撰政太政大臣関白万機詔」(撰政太政大臣(藤原基経)に万機を関り白さしむる詔を賜ふ)『政事要略』卷三十「年中行事・阿衡事」の「其万機巨細、百官惣己、皆関白於太政大臣、然後奏下、一如旧事」(其れ万機の巨細、百官己れに惣べて、皆太政大臣に関り白さしめ、然る後に奏し下すこと、一に旧事の如くせよ)を規模とした修辞である。「万機」については『漢書』卷三「高后紀」の「太后臨朝称制」に関する顔師古の注に「今呂太后臨朝行天子事、断決万機」(今呂太后臨朝し天子の事を行ひ、万機を断決す)と見え、「百官惣己」については『論語』「憲問」の「君薨、百官総己、以聴於冢宰、三年」(君薨すれば、百官己れに総べて、以て冢宰に聴くこと、三年なり)が、「関白」については『漢書』卷六十八「霍光伝」の「諸事皆先関白光、然後奏御天子」(諸事皆先づ光に関り白さしめ、然る後に天子に奏御す)が典拠である。『史料纂集』は「百官惣己」を「百官総己」と翻刻し、春名宏昭氏は「百官総己」を「百官総己」と理解するべきであるという説を提示している(関白詔の「百官総己」『日本歴史』第八七一号、二〇二〇年)。

○庶統 希望するのはぐに続くことである。『後漢書』卷七十三「公孫瓚伝」に「庶統桓・文忠誠之効」(庶はくは桓・文忠誠の効に続かん)と見える。

○大麓 天子のことをつかさどる総領。摂政。『尚書』「虞書・舜典」に「賓于四門、四門穆穆。納于大麓、烈風雷雨弗迷」(四門に賓せしむれば、四門穆穆たり。大麓に納るれば、烈風雷雨にも迷はず)、『史記』卷一「五帝本紀」に「舜入于大麓、烈風雷雨不迷。堯乃知舜之足授天下。堯老、使舜攝行天子政巡狩」(舜大麓に入り、烈風雷雨に迷はず。堯乃ち舜の天下を授くるに足るを知る。堯老い、舜をして天子の政を攝行し巡狩せしむ)、前掲「光明天皇授藤原道教関白職詔」に「尋累門之嘉摸、授大麓之崇名」(累門の嘉摸を尋ね、大麓の崇名を授く)と見える。

○赫々之跡 華々しい功績の軌跡。『毛詩』小雅・節南山之什「正月」に「赫赫宗周、褒姒威之」(赫赫たる宗周、褒姒之を威ぼさん)、『說苑』「政理」に「親親者、先内後外、先仁後義也。此王者之跡也」(親者を親しみ、内を先として外を後として、仁を先として義を後とするなり。此れ王者の跡なり)、
「後光嚴天皇授藤原道嗣関白職詔」(後光嚴天皇藤原(近衛)道嗣に関白職を授くる詔)『後深心院関白記』康安元年(一三六)十一月九日条)に「憶其賢能、尤協良弼。宜追子孟之跡、以助王化之基」(其の賢能を憶へば、尤も良弼に協ふ。宜しく子孟の跡を追ひ、以て王化の基を助くべし)と見える。

○須達 必ず到達しなくてはならない。苗晋卿「上代宗辞撰(冢宰表)」(代

宗に上る撰冢宰を辞する表)『旧唐書』卷一百一十三「苗晋卿伝」の「但以一日之内、万務在中、須達宸聰、始成国政」(但し一日の内を以て、万務中に在りて、須らく宸聰に達せば、始めて国政を成すべし)は、苗晋卿が代宗から任命された撰冢宰を辞退すること、「須達」に「聰」が続くことに鑑みて、当該文書の依拠した蓋然性が高いであろう。

○四門穆々之聰 前掲「大麓」の注釈を参照。『尚書正義』に「穆穆、美也。四門、四方之門」と見えるように、四門は東西南北の四つの方角における門で、「穆穆」は麗しいさま。『史記』「五帝本紀」に「舜賓于四門、乃流四凶族、遷於四裔、以御魍魅。於是四門辟。言母凶人也」(舜四門に賓し、乃ち四凶族を流して、四裔に遷し、以て魍魅を御ぐ。是に於いて四門辟く。凶人母きを言ふなり)とあるとおり、舜が四凶族を配流して四門を開いた。 「聰」は耳が鋭く、さといこと。『孟子』「離婁上」に「師曠之聰、不以六律、不能正五音」(師曠の聰も、六律を以てせざれば、五音を正す能はず)と見え、師曠が晋の平公の政治顧問をしていたところから『春秋左氏伝』昭公八年春、『說苑』「君道」「建本」「善說」「辨物」)、君主の輔佐と関聯する言葉なのであろう。

○布告 周知させる。漢の高祖の詔『漢書』卷一下「高帝紀下」に「賢士大夫、有肯從我游者、吾能尊顕之。布告天下、使明知朕意」(賢士大夫に、肯へて我に従ひて遊ばんとする者有らば、吾能く之を尊顕せん。天下に布告し、朕が意を明知せしめよ)、「後小松天皇授藤原師嗣関白職詔」(後小松天皇藤原

（二条）師嗣に關白職を授くる詔（『吉田家日次記』応永五年（一三九八）三月九日条）に「布告、遐邇、俾知朕意。主者施行」（遐邇に布告して、朕が意を知らしめよ。主者施行せよ）と見える。

○遐邇 遠近。前掲「頼」および「布告」の語釈を参照。

○令知朕意。主者施行 詔をしめくくる定型句。前掲「布告」の語釈を参照。

【現代語訳】

称光天皇は次のように詔をした、殷の湯王が天子による統治を興すと、殷の高宗武丁は優れた輔佐の臣を傳巖の原野にかかる雲に求めて傳説を見いだした。周の文王は帝王による統治を確立するにあたり、賢明な輔佐である太公望呂尚を渭水のほとりの月のもとで得た。聖人である黄帝・堯・舜でさえ渡河するために舟と楫の力を利用したのであるから、取るに足りない身である自分はどうして腹心の助力に頼らないことがあるう。左大臣藤原朝臣持基は、権力を授けられて任用され徳も備えて、とりわけ民を統治する才覚に適している。伊尹のように鼎を背負う責任が重く、傳説のように自然に和羹の器量と出会った。そもそも天子の政務のすべては、百官が自身に引き受けよ。いづれもまず左大臣に關与および言上をさせて、そのちに天皇に奏してからその仰せを下すことは、専ら旧典のとおりにすること。希望することは摂政となつた舜の輝かしい功績

に続くことであり、必ず螭魅を禦いで四門を開いた舜そして師曠のような輔佐の域にまで到達しなくてはならない。ひろく世に伝え、わたくしの意を知らせなさい。詔をつかさどる者は実施のこと。

応永三十一年四月二十日

※本稿は国立歴史民俗博物館における二〇二〇～二二年度共同研究『橋家旧蔵記録文書典籍類』を素材とする中世公家の家蔵史料群に関する研究（研究代表者・家永遵嗣）の研究成果の一部である。

注

（1） 読解にあたっては、木戸裕子「江吏部集試注（十二）」、『文献探究』第一号、二〇〇三年）を参照。

（2） 本文は漢字の用法に鑑みて『和漢朗詠集』のほうに依拠した。読解にあたっては、後藤昭雄『大江匡衡』（吉川弘文館、二〇〇六年）二四～二五頁、出口誠「平安朝漢詩文における太公望像」（『日本語と日本文学』第六号、二〇二〇年）を参照。匡衡の「寿考対策」については『江談抄』第五六六においてもとりあげられている。

（3） 寛弘四年（一〇〇七）四月二十五日に一条院で開催された作文会において「所貴是賢才」（貴ぶ所是れ賢才）との詩題による一条天皇の御製「殷帝詔巖郊野月、周文礼厚渭陽風（殷帝は詔を郊野の月に蔽しくし、周文

は礼を渭陽の風に厚くす)『十訓抄』三一―一六)は類例とはいえないまでも、同作に当該文書と類似した語彙および表現を認めることはできるであろう。なおこの作文会においては大江匡衡が講師をつとめている(『御堂関白記』、前掲後藤昭雄『大江匡衡』一五七頁)。

- (4) 『薩戒記』(『大日本古記録』 応永二十九年(一四二二)十二月十八日条、『看聞日記』(宮内庁書陵部蔵、貞成親王自筆本(特一〇七)、『圖書寮叢刊』、『統群書類従』補遺二) 永享六年(一四三四)三月十七日条。
- (5) 『公卿補任』(『新訂増補国史大系』 応永七年(一四〇〇)。
- (6) 『兼宣公記』 応永二十九年(一四二二)二月九日条・同三十年二月五日条。
- (7) 『兼宣公記』(国立歴史民俗博物館所蔵『広橋家旧蔵記録文書典籍類』、広橋兼宣自筆『兼宣公記』H一〇八三一六三一) 正長元年(一四二八)二月十九日条。
- (8) 『公卿補任』 応永三十二年(一四二五)。
- (9) 『薩戒記』 正長元年(一四二八)三月十二日条。
- (10) 『公卿補任』 享徳三年(一四五四)。